

第1号様式（第2条、第4条関係）

係	主任	主査	係長	課長補佐	課長	公印管理者	公印
---	----	----	----	------	----	-------	----

特定公共物占有（許可・継続・変更）申請書

年 月 日

武蔵野市長殿

〒  
住 所

氏 名

〔 法人にあつては、主たる事務  
所の所在地、名称及び代表者 〕

下記のとおり、特定公共物の占有許可を受けたいので申請します。

記

占有の目的			
占有の場所	武蔵野市	丁目	番 号先
占有物件	名 称	規 模	数 量
占有の期間	年 月 日 から	年 月 日	まで
工事の期間	年 月 日 から	年 月 日	まで
添付書類	案内図・平面図・構造図・写真		
許可番号	年 月 日	武都道第	号
備 考			

第4号様式（第3条関係）

年 月 日

申請者

様

武蔵野市長

印

特 定 公 共 物 占 用 許 可 書

令和 年 月 日付けで申請のあった については、  
下記のとおり許可する

記

占用の目的			
占用の場所			
占用物件	名 称	規 模	数 量
占用の期間	年 月 日 から 年 月 日 まで		
工事の期間	年 月 日 から 年 月 日 まで		
占 用 料			
許 可 番 号	年 月 日 武都道第 号		
条 件			

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、武蔵野市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、武蔵野市を被告として（訴訟において武蔵野市を代表する者は、武蔵野市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます。